

通学区域外就学許可基準表

郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則第5条第1項の「その他の事情」による許可条件表

区分		対象学年	内容	申請時の添付書類	許可期間等
1 転居	①学年途中転居	全学年	学年途中で通学区域外に転居し、現在通学する学校への就学を希望する場合	市民課、市民サービスセンター及び各行政センター（連絡所）で発行された住民異動届の写し	次に掲げるものを除き最長でも学年末まで。 （1）小学校5年生は、最長卒業まで。 （2）義務教育学校5年生は最長前期課程修了まで。 （3）中学1年生及び義務教育学校7年生の2学期以降は最長卒業まで。
	②転居予定	全学年	住宅の新築等の理由により事前に転居予定地の指定校への就学を希望する場合	建築請負契約書等転居を証明する書類	引渡し予定日の翌月の末日まで（1年間を超えない範囲とする。）。
2 留守家庭	①保護者就労	小学校全学年及び義務教育学校前期課程	保護者（同居家族含む。以下同じ。）が就労している場合で、児童の預け先の住所地の指定学校への就学を希望する場合	・在職証明書又は営業に関する申述書 ・児童預け先証明書	卒業又は前期課程の修了まで。
	②求職中		保護者が求職中である場合で、児童の預け先の住所地の指定学校への就学を希望する場合	・在職証明書又は営業に関する申述書 ・求職中であることの申立書 ・児童預け先証明書	学年末まで。ただし、許可期間が3月に満たない場合は翌学年末まで。 ※ 在職証明書を添付して申請することで保護者就労に切り替えることができる。 ※ 求職中での許可の更新はできないものとする。
3 教育上の配慮	①兄弟同一	全学年	兄弟姉妹が通学区域外就学許可を認められており、同じ学校への就学を希望する場合		兄弟姉妹の許可期間。ただし、以下の場合は、小学校の卒業若しくは義務教育学校前期課程の修了まで、又は中学校若しくは義務教育学校の卒業までとする。 （1）小学生又は義務教育学校前期課程で兄弟姉妹の理由が4又は7の場合 （2）新中学校（義務教育学校後期課程も含む。）1年生で兄姉の理由が3②及び6以外の場合
	②特殊事情	全学年	特別な事情があり、児童等の指導上、指定学校以外の学校への就学が必要と認められる場合	申立書 校長の意見書、り災証明等事情のわかる書類	学年末まで。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、卒業まで。
4 特別支援学級入級		全学年	入級を必要とする児童等の指定学校に特別支援学級が設置されておらず、入級可能な特別支援学級が設置されている隣接学校への就学を希望する場合（ただし、当面の間、指定校が御館小学校又は御館中学校に限り、隣接校又は近隣校である緑ヶ丘第一小学校又は緑ヶ丘中学校へ就学することができる。）	特別支援学級入級許可書の写し又は特別支援学級に入級することがわかる書類（御館小学校及び御館中学校に限り隣接校への就学を希望する場合は、申立書を併せて提出）	小学生又は義務教育学校前期課程の場合、卒業又は前期課程の修了まで。 中学生又は義務教育学校後期課程の場合、卒業まで。
5 特殊地域		全学年	児童等の住民登録地が「特殊地域、準特殊地域」で希望学校に就学を希望する場合		小学生又は義務教育学校前期課程の場合、卒業又は前期課程の修了まで。 中学生又は義務教育学校後期課程の場合、卒業まで。
6 部活動		新中学1年及び義務教育学校新7年	小中学校就学審査会が隣接学校への就学を許可する場合	・申立書 ・実績証明資料	卒業まで。
7 公共事業		全学年	市、県等の施行する公共事業により、転居を余儀なくされたが、児童等の現在通学する学校への就学を希望する場合	公共事業に伴う用地売買等が確認できる書類（承諾書等）	小学生又は義務教育学校前期課程の場合、卒業又は前期課程の修了まで。 中学生又は義務教育学校後期課程の場合、卒業まで。
8 特認校制		別に定める。	特認校制を利用する場合	別に定める。	別に定める。
9 隣接区域選択制		別に定める。	隣接区域選択制を利用する場合	別に定める。	別に定める。
10 義務教育学校		新中学1年及び義務教育学校新7年	前期課程を修了しており、引続き後期課程への就学を希望する場合		義務教育学校卒業まで。

【留意事項】

- 1 対象事由1-①（学年途中転居）において、住所変更（転居のみ）により学区（学校）に異動を生じ、保護者が異動前の学校を希望したもののうち、小学校5年・6年途中の転居の場合は、小学校卒業まで通学区域外就学を認めることができる。ただし、中学校は指定校への就学となる。

※ 小学校4年生までの転居者については、最長学年末までの許可とし、進級時転校とする。

- 2 対象事由1-①（学年途中転居）において、通学区域外就学許可による入学・転入学直後に転居する等の不適切と認められるものについては、認めないものとする。

- 3 対象事由1-②（転居予定）による許可は、建築確認通知書・契約書等確認の上、原則として引渡し予定日の1か月以内の日までできるものとする。

- 4 対象事由2（留守家庭）による許可は中学校入学に際しては保護者就労による通学区域外就学はできない。

※ 保護者が求職中の場合は、就職することを前提として、在職証明書に代わる求職中であることの申立書の提出により許可できる。後日、在職証明書を添付し、保護者就労を事由とした申請を行うことにより切替えを可能とする。なお、求職中については再度の学区外就学は認めないものとする。

- 5 対象事由3-①（兄弟同一）において、新小学1年生は最長で兄弟姉妹の許可期間の通学区域外就学を認める。ただし、兄弟が特別支援学級入級または公共事業による転居を理由に許可されている場合は、当該児童の小学校卒業まで通学区域外就学を認める。

- 6 対象事由4（特別支援学級入級）による許可は、入級を必要とする児童等の指定学校に特別支援学級が設置されておらず、入級可能な特別支援学級が設置されている隣接学校への就学を希望する場合で、総合教育支援センターからの特別支援学級入級許可書の写し又は特別支援学級に入級することがわかる書類により許可する。（特に入学予定者で次年度において指定校に特別支援学級が設置、増設等となる場合には、指定校就学を原則とする。）

ただし、当面の間、指定校が御館小学校又は御館中学校の場合に限り、地理的な要因等による保護者送迎等の距離や通学時間等を鑑み、隣接学校又は近隣学校である緑ヶ丘第一小学校又は緑ヶ丘中学校に限り就学を認めることができるものとする。

この場合においては、近隣学校である緑ヶ丘第一小学校又は緑ヶ丘中学校への就学を希望する申立書を特別支援学級入級許可書の写し又は特別支援学級に入級することがわかる書類とともに提出させるものとする。

- 7 対象事由5（特殊地域）による許可は、保護者の希望により継続して卒業までとする。特殊地域に準ずる事由〔準特殊地域〕（町内会・児童会等及び学区混在等）については、特殊地域と同様に取り扱う。

- 8 対象事由6（部活動）において、小中学校就学審査会が審査判定する事項は次のとおりとする。

(1) 指定された学校に希望する部活動等がないため、部活動等がある隣接学校への就学を希望する場合

(2) その他学校教育推進課長が審査すべきであると判断した事項

9 その他

- (1) 通学区域外就学は、社会通念上通学できる範囲とする。
- (2) 許可期間終了後、引き続き通学区域許可申請をする場合は、原則として許可開始日の前年度10月から更新手続きができるものとする。
- (3) 通学区域外就学許可基準表は、学籍担当者が総括する。

10 施行日

この通学区域外就学許可基準表は、令和7年2月18日から適用する。